

連結先行で議論一致、個々の基準ごとにはASBJが判断へ

企業会計審議会総会

去る8月3日、企業会計審議会会長・安藤英義・専修大学教授は総会を開催した。

本誌既報のとおり、6月8日から始まった一連の審議のテーマは「単体財務諸表の会計基準のあり方(コンバージェンス)」についてであったが、とりあえず今回でいったん終了することとなった(本テーマに関する報告書の公表は予定されていない)。

具体的には、連結財務諸表については、これまでどおりコンバージェンスを推進していく一方で、個別財務諸表については、昨年6月の中間報告にもあるように、連結先行(ダイナミック・アプローチ)の考え方をとることで意見の一致をみた。

先行する範囲や期間については、基本的にはASBJが、個々の基準ごとにコストとベネフィットを考慮したうえで判断していくこととなった。この点、連結財務諸表と個別財務諸表の定めが一致していない理由をどこかに明示すべきとの意見に対し、ASBJは「結論の背

景において十分に説明を行う」との方向性が示された。

また、金商法における個別財務諸表について、IFRSの任意適用をどうするかという問題に関しては、連結へのアドプションを決定するタイミング(現状、2012年を目途とされている)で、会社法との関連も考慮したうえで認める方向を示唆。個別財務諸表の開示の要否については、開示自体はなさないものの、簡素化は行う旨が明らかにされた。

なお、法務省は、IFRSのアドプションとの関係のなかで、資本概念や分配規制とも絡むところであり、選択された基準により分配額が異なることを許容できるかを含めて検討することが考えられる旨の見解を示し、今後の会社法改正を含め、注目される。

リース会計、論点整理イメージ示される—ASBJ、リース会計専門委

去る8月2日、企業会計基準

委員会は第42回リース会計専門

委員会を開催した。

今回は、7月までのIASB

スタッフ会議等の内容とともに、図表のように論点整理に向けたイメージが示された。論点整理は当第4四半期での公表を目指している。

(図表) 論点整理のイメージ

【論点1】	借手と貸手の会計モデル
[1-1]	借手の会計—使用権モデル
[1-2]	貸手の会計—履行義務アプローチと認識中止アプローチ
【論点2】	範囲
[2-1]	リースの定義
[2-2]	原資産の売買
[2-3]	無形資産、非中核資産その他のリース
[2-4]	短期リース
[2-5]	投資不動産
【論点3】	借手の会計処理
[3-1]	当初認識時の測定
[3-2]	当初認識後の測定
[3-3]	オプション付リース
[3-3-1]	更新オプション及び解約オプション
[3-3-2]	購入オプション
[3-4]	変動リース料及び残価保証
【論点4】	貸手の会計処理
[4-1]	当初及び事後測定
[4-2]	オプション、変動リース料及び残価保証
[4-3]	資産の減損
【論点5】	表示及び開示
[5-1]	借手の表示
[5-2]	貸手の表示
[5-3]	借手の開示
[5-4]	貸手の開示
【論点6】	その他の論点
[6-1]	サービス要素とリース要素の区分
[6-2]	セール・アンド・リースバック取引
[6-3]	転リース

連結会計基準等改正に係る公開草案の文案を検討—ASBJ、SPC専門委

去る8月3日、企業会計基準委員会では第62回SPC専門委員会を開催した。

公開草案文案検討

7月6日に開催された第205回企業会計基準委員会にお

て、「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみに適用する「ことが暫定合意されたことを受け、次の4つの会計基準等の改正の公開草案が示され、検討が行われた。

・企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」
 ・企業会計基準適用指針15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
 ・企業会計基準適用指針22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」
 ・実務対応報告20号「投資事業

組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」

基本的には、前回の専門委員会では整理された事務局提案に沿った文案となっているが、適用時期については、前回提案された2案のうち「案2」に早期適用を認めるただし書きを追加したうえで、2案を併記する形で次のように示された(本誌2010年7月10日号参照)。

案1 平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期

首から適用する。

ただし、従来、子会社に該当しないものと推定されていた特別目的会社については、平成24年(2012年)4月1日以前に開始する連結会計年度においては当該取扱いを継続することができ

案2 平成24年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。

ただし、平成24年4月1日以前に開始する連結会計年度から適用することができ

国際会計

IFRSカンファレンス2010、開かれる

——IFRSF

去る7月28日および29日、国際財務報告基準財団(IFRSF)は、上級財務責任者およびその他の関係者に向けた「2010年IFRSカンファレンス」を開催した。

IASBのデビッド・トゥイーディー議長は、カンファレンスの冒頭で、原則主義であるIFRSの理解を助けるものが、ほしいという要望があるが、「IFRSの解釈は出すつもりはない。われわれは原則を提供し、(各企業が)経済実態を反映

し考えるべきだ」という見解を示した。

また、IASBは米国と毎月会合を行っているが、いつまでも米国だけを特別扱いするつもりはなく、日本を含むアジアからの積極的な意見発信を求めていること等が話された。

今回のカンファレンスで話された主な内容は次のとおり。

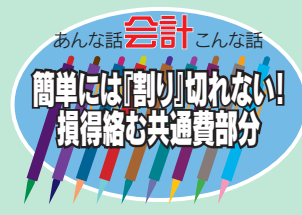
ハネルデイスカッション

【日本の視点】

パネルディスカッションでは、ASBJの西川郁生委員長

いくら数学嫌いといっても、足指について一切書かれていない。し算はわかりやすい。多くの場合、一部上場系の某管理会社社員は、増えることには拒否感がないから取っただけで、その辺りの経緯は掛け算のコンセプトもやさしい。経営者は勝手にバラ色の未来をもとに、さらにバラ色の計画を立てる。エクセルがあれば容易にバラ色の計画ができ、それをワーポイントが際立たせる構図だ。

しかし、引き算となると、普段の教養の多少にかかわらず急に理解が得られない。給料カットなど例にとつても本当に難しい。割り算となると、さらに難しい。本稿は、その割り算の応用問題である。



あるマンションの管理組合。うるさ型の監事が監査報告書で次のように指摘した。機械式立体駐車設備(2段式)について、現金主義の決算では特に問題にはならないものの、減価償却がされておらず

取替用の別段預金がないと。

管理組合総会の参加者一同はその見識ある指摘を高く評価したが、では具体的にどうするかといふ点になると難しい。2段式の法定耐用年数は機械・装置として15年、20年を経過すると取替えが必要になる。取替えには1基200万円近くかかるようだ。

頼みは住民の憲法である管理規約だが、そこには2段式の取替費

り、全戸で均等に負担すべきだ。

(2) 駐車場利用者説

駐車場はマンション本体の一部機能ではないから、駐車場利用者で均等に負担すべきだ。これによれば、平面の駐車場利用者も同様に2段式の費用負担をする。平面利用者が払うのが嫌なら明け渡ししてもらい、誰もが2台分の平面を望んでいるから、そのスペースを再抽選すればよい。

(3) 2段式利用者説

平面駐車場の利用者は早め

(4) 個別説

2段式の利用者でも、2階部分に軽自動車載せる人と重い車を載せる人ではまったく疲労の度合いが違う。だから、それぞれの区画ごとの現在の利用者がその取替

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)

が司会を務めた。

金融庁の総務企画局企業開示課の三井秀範課長(当時)によると、IFRSをアドプションするかどうかの判断をするうえで重要な点が2つあるとし、①IFRSの整備、②ガバナンス体制の整備を挙げた。今後これらの点について、積極的にIASB CFに対して働きかけていくとみられる。

関西学院大学の平松一夫教授によると、今後IFRSが適用されることを見据えると、教育面での積極的な取組み、特に教育者への教育が欠かせないという。

また、日本証券アナリスト協会の金子誠一理事によると、わが国にIFRSが導入され、各国企業の財務諸表を比較するプラットフォームが整備されれば、これまでの国内上場企業を中心とした投資から、世界各国の市場に上場している5万社への投資が可能になるという。しかし、日本のアナリストのなかには、IFRSの基準作成プロセスが政治的な影響を受けはしないかといった懸念があること等を挙げて警鐘を鳴らした。

IFRS適用に関する作成者の視点

今回のカンファレンスでは、「財務諸表作成者のIFRS導

入に係る視点」と題して、IFRS適用の段階が異なる3社の紹介が行われた。

●アムコアのケース
オーストラリアの大手包装資材メーカーであるアムコアは、2005年からIFRSを適用している。

アムコアでIFRS導入プロジェクトを先導したビクター・デイ氏によれば、IFRSの適用まで4年の猶予が与えられたが、比較財務諸表の提出を考えると、実際は2年間の準備期間しかなかったと振り返った。

日本においては、2015年もしくは2016年の強制適用を2012年に判断するとされており、3年から4年の準備期間が想定される。しかし、デイ氏の話に基づくとかなりハードなスケジュールングが求められることになる。任意適用を考えている会社にとっても、2012年を待たずに、可能などころからIFRSへの対応は進めておく必要があるようだ。

また、デイ氏によればIFRS適用コストはかかったものの、適用後の資金調達コストは非常に改善したようで、「IFRS移行へのメリットははかりしれない」と述べている。

アムコアではIFRS適用に伴った特別なシステムの変更は行わなかったという。システム

変更は段階やタイミングを考慮して実行することが大事で、「システム変更は」いい考えだが、よく考えてほしい」と、性急な対応には疑問符を投げかけた。

●エス・オイルのケース
韓国の石油精製大手エス・オイルでは、現在2011年の強制適用に向けた最終段階に入っている。韓国では2011年にIFRSを強制適用することが2007年に決定され、2009年からは任意適用が認められている。

エス・オイルCFOの柳烈氏によると、アムコアのケースとは違い、エス・オイルではIFRS適用のためにシステムの変更も同時に行ったという。これにより、会計プロセスが改善し、マニュアル作業の削減で決算作業が1日縮まったという。

一方で、専門家の不足や、見解の違いによって同業種が異なる会計処理を行ってしまうこと等、今後IFRSに関して改善していくべき課題を挙げた。

また、IFRSをアドプションしても税対応のことを考えると2つの財務諸表を持たざるを得ないのではないかとしており、韓国でも日本と同様の懸念があるようだ。よって、今後韓国企業の対応事例を分析することで、日本がIFRSをアドプションした際の税対応の手掛

りが得られることもあるだろう。

●三井物産のケース
大手総合商社の三井物産は、2014年3月期からIFRSの適用を目指している。

三井物産では、IFRSの適用に向けて「ボトムアップ・アプローチ」(現場の声を吸い上げて解決に導く方法)を採用しており、2012年4月からIFRSベースでの財務諸表を作成する予定だという。これは、多くのM&Aプロジェクトが2011年までに終了することを受け、手戻りをなるべく少なくするためのようだ。

三井物産においてIFRS適

用プロジェクトの中心を担っている岡田譲治氏によると、IFRSを適用したあとには、「包括利益重視の方向にシフトする必要がある」として、純利益のみならず、その他の包括利益も含めた経営が求められることを示した。

積極的にIFRSを適用していくことを示唆した一方で、エス・オイルの柳氏が指摘したように、岡田氏も「同業種では同様の会計処理を行うべきだが、自社の理解が適切なかどうか分からないケースも多い」として、横のつながりを持ってIFRSの解釈を行うべきとした。

金融

情報開示に道を開いたEUのストレステスト

欧州銀行監督委員会(CEBS)が公表した域内の銀行91行の資産査定(ストレステスト)の結果によると、一定の環境悪化条件のもとで自己資本比率が6%以下の過小資本となるのは7行で、不足額は35億ユーロだった。

この前提となる悪化条件とは、2011年にかけてGDP成長率が現在の見通しより3ポイント悪化、株価が20%下落、

スペインの商業用不動産が30%減価、ギリシア国債が23%減価などとしている。これはCEBSによれば、「20年に1度しか起こらない環境悪化を想定し、7年に1度の米国の資産査定より想定は厳しい」とされている。しかし、そもそもデフォルト懸念という市場の思惑が、今回の危機の発端であったことを思い起こせば、23%の減価率が適切か疑問である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2010年7月29日	金融庁告示85号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件 等	金融庁	IASBが本年1月1日から6月30日までに公表したIFRS 1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRSs年次改善、IFRIC13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」を指定国際会計基準等にしたもの。同日から適用。	—
2010年7月30日	【未発効の新起草方針に基づく改正版】監査基準委員会報告書(中間報告) 第51号「財務諸表監査における総括的な目的」、第52号「監査役等とのコミュニケーション」、第53号「内部統制の不備に関するコミュニケーション」、第54号「確認」、第55号「分析の手続」、第56号「経営者確認書」	JICPA	国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会が行うクオリティ・プロジェクトの動向を踏まえ、監査基準委員会報告書の新起草方針に基づく改正版への改正を行ったもの。	—
2010年7月30日	会社計算規則の一部を改正する省令案	法務省	包括利益会計基準の公表に伴い所要の改正を行うもの。意見募集は8月30日までで、施行は9月30日からとなる予定。	—
2010年7月30日	公開草案「保険契約」	IASB	07年のDPへのコメントを踏まえ、対象となるすべての保険会社に単一のIFRSですべての契約形式に適用できる基準を提案するもの。意見募集は本年11月30日まで。	—
2010年7月30日	非上場会社の会計基準に関する懇談会 検討結果(概要)	ASBJ	本年3月から検討を行ってきた非上場会社の会計基準のあり方について、IFRSの影響や法人税法との関係を整理し、基本的な考え方を取りまとめたもの。	—

しかも、このギリシア国債など市場が注目している債券は売買勘定に計上されているものに限定し、満期日まで保有する予定のものは除外、すなわちそもそもデフォルトリスクが前提とされていない点など、検査結果に対する甘さも指摘されている。

また、資本不足となる7行の内訳は、ドイツがヒポ・レアルエステートの1行、スペインがカハスールなどの5行、ギリシアがギリシア農業銀行の1行で、こうした銀行はこれまでも市場関係者より資本不足が指摘されていた銀行で、特に意外性はない。ただストレステストの内容については、あらかじめ公的資本が注入された資本額が前提とされていることもあり、総じて本当に7行だけを資本不足と片付けるだけでよいのか、信頼性に欠ける内容となっている。デフォルトリスクを覆い隠した部分でのテスト結果だけに、危機の本質に踏み込んだ議論とはなっていない点は問題だ。

ただ、今回のストレステストの結果、ギリシア、ポルトガル、スペインなどデフォルト懸念がくすぶった国債の保有割合は、フランスの銀行が最も大きいことなど、情報開示は一步進んだ。市場の安定化のためには、一層の開示が望まれる。

景気と企業収益の綱引きの行方

証券

夏真っ盛り、世界的に異常気象という相似した報道が相次いでいる。株式市場でもアメリカと日本の市場がよく似た状況下にある。景気は内需の腰折れから2番底への懸念が強まっている一方、企業収益は予想以上に好調で、主力企業のリーマン・ショックからの立ち直りが目立っている。

株価は景気指標の悪化に反応した日は下がり、企業収益の好調に反応した日は上がるというように方向感が定まらず、結果として膠着状態にあるようにみえる。これは将来、反発するための地固めなのか、一段下げの前兆なのか。

アメリカでは内需の指標である住宅需要の落ち込み、自動車に代表される個人消費の鈍化などが指摘される。その理由としては、需要刺激のための減税措置などが終了したことが大きい。そして、仮に2番底に突入した場合、もはや財政からの刺激・支援の余地はないことが強調される。

これに対し、企業収益は予想以上に好調だ。4-6月期の決算でも収益回復の目立つ企業は、IT、ハイテク、そして金融など主力業種が中心である。アメリカ景気鈍化のなかでの収益好調は、新興国需要にリードされている。その中心はもちろん中国経済である。

日本もほぼ同じ事情である。鉱工業生産の鈍化、減少が表面化する一方、企業収益は輸出産業中心に回復、上昇してきた。日米の大きな違いは、為替のトレンド、為替変動による影響である。日本は常にと為替相場の変動に景気も企業収益も翻弄されるが、基軸通貨国アメリカはそうではない。

これから日米ともに2番底が到来すると懸念する向きが増えているが、これは取り越し苦労である。来るのは足踏み、中だるみであって、過去の回復期にもよくあった。中だるみとなっても、確かに財政面から打つ手はないといえようが、アメリカでは金利先高観の後退というプラス要因が浮上する。

株価は究極には企業収益によって決まる。企業収益が新興国経済によって支えられている限り、景気中だるみによる株価のもたつきもいざれ突破することができよう。